

# 郵便葉書等の無償交付及び 郵便物の料金免除の取扱いを実施しています

大雨による被災者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵便株式会社東北支社では、災害救助法適用を受け、「郵便葉書等の無償交付」及び「郵便物の料金免除」の取扱いを行いますのでお知らせいたします。

## 1 災害救助法適用地域

都道府県	適用地域
岩手県	岩手郡雫石町
秋田県	大館市、鹿角市及び仙北市

## 2 郵便葉書等の無償交付

### (1) 交付対象者

対象地域	災害救助法が適用された市町村
対象者	・ 收容施設(応急仮設住宅を除きます。)の供与を受ける方 ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けた方 ・ 災害を受けるおそれがあり、その危険が継続しているため相当日時避難施設に收容されている方

### (2) 交付期間

平成25年8月19日(月)から平成25年8月25日(日)まで

### (3) 交付枚数

1世帯あたり郵便葉書5枚以内及び郵便書簡1枚

### (4) 取扱郵便局

災害救助法が適用された地域に所在する郵便局(簡易郵便局を除きます。)で取扱います。

(注) 上記地域に所在する郵便局であっても、災害等により営業を停止している郵便局を除きます。

ただし、取扱期間中に営業を再開した場合は、取扱います。

## 3 郵便物の料金免除

### (1) 対象地域・対象者

災害救助法が適用された市町村の被災者の皆さま

### (2) 取扱期間

平成25年8月19日(月)から平成25年9月18日(水)まで

### (3) 取扱郵便局

災害救助法が適用された地域に所在する郵便局及び簡易郵便局で取扱います。

(注) 上記地域に所在する郵便局であっても、災害等により営業を停止している郵便局を除きます。



郵便局

ただし、取扱期間中に営業を再開した場合は、取扱います。

(4) 料金免除となる郵便物の条件

- ア 大雨による災害を受けたことに伴って、該当被災地域の被災者(法人を除きます。)が差し出すものであること。
- イ 料金(速達料金、電子郵便料金を含む)を免除する郵便物の種類は、第一種郵便物、第二種郵便物(通常葉書に限ります。)及びレタックス(取扱種別が「1」のものに限ります。)
- ウ 速達料金を免除する郵便物の種類は、郵便書簡及び点字郵便物
- エ 速達又は電子郵便以外の特殊取扱としないこと。
- オ 郵便物の外部に差出人の氏名及び被災地域内の住所又は居所が記載されていること。
- カ 郵便物の表面の見やすいところ(電子郵便にあつては、あて名用紙の「受取人郵便番号住所氏名」欄の下部余白)に「災害用郵便」と記載したものであること。